

(議題2) 【「宇部市こども計画」の素案について】に関する各委員から提出された質問・意見等と事務局の回答

頁	質問・意見等	事務局回答
14	<p>(5) 未婚率</p> <p>宇部市は相対的に、山口県、全国に比較して低いのですが、何か特別な要因があるのでしょうか。</p> <p>要因調査、適齢期の方々からヒアリングなどしたのでしょうか。</p>	<p>要因調査など、特に分析されたものはありませんので、不明です。デリケートな部分になりますので、適齢期の方からのヒアリング調査等は行っていません。</p>
19	<p>②生活保護受給世帯の児童・生徒数の推移</p> <p>年々児童数が減少しており、令和5年度は161人となっています。ただ、こどもの貧困率で「7人に1人が貧困」、率にして14%とされていますが、生活保護受給世帯の児童・生徒数から宇部市の小中学生が10,000人以上いることを考えると、生活保護児童・生徒の割合は1～2%ぐらいかと推定されます。</p> <p>生活保護児童・生徒数と相対的貧困児童の定義や基準が違うかもしれませんが、宇部市ではこどもの貧困率は低いと言えるのでしょうか。</p>	<p>貧困率は、国民生活基礎調査により国の数値は算出されていますが、市単位での貧困率は算出されていません。</p> <p>なお、国民生活基礎調査では、「等価可処分所得」が中央値の50%未満の人々の割合を相対的貧困率として計算します。そのため、生活保護受給世帯の児童・生徒数の割合で、こどもの貧困率の推計は困難と考えます。</p> <p>ちなみに、「①生活保護受給世帯数と保護率」の本市と山口県平均の保護率を比較すると、本市の保護率は、山口県の平均を大きく上回っていますので、山口県内に限ると宇部市の貧困率は高い可能性があります。</p>
20	<p>④生活保護受給世帯のこどもの高等学校退学率の推移</p> <p>退学の理由が分かれば教えてください。</p>	<p>主な要因としては、小中学生時代に元々不登校傾向にあった生徒が、高校に入学したものの、高校生活に馴染めず退学に至ったものです。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
21	<p>⑥ひとり親家庭医療費の受給状況</p> <p>令和5年度の受給者数が文章（2,122人）とグラフ（2,103人）で違っていますが、どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>また、学童保育の利用者では年々ひとり親家庭が多くなっているように思いますが、このグラフでは、ひとり親家庭の中で医療費の受給があった家庭のみなののでしょうか。もし、そうであるなら、ひとり親家庭は増加しているのでしょうか。</p>	<p>令和5年度のひとり親家庭医療費の受給者数は、グラフの2,103人が正しいため、訂正させていただきました。</p> <p>ひとり親家庭医療費の受給状況のグラフにおけるひとり親家庭は、当該医療費の受給者に限られますので、生活保護や重度心身障害者医療を受けている方、課税世帯等は含まれません。</p> <p>課税世帯等を含めたひとり親家庭の全世帯数については、把握できていませんが、少子化の進展とともに児童扶養手当受給者についても減少傾向にあります。</p>
23	<p>⑨不登校の現状</p> <p>R2からR5にかけて小中学生とも大幅に増加していますが、その要因や対策など、具体的な方策を示してほしい。</p>	<p>こども計画は、こども施策に関して庁内をまたがる全体的な計画になるため、より詳細な部分については関連計画等に委ねることになります。</p> <p>なお、不登校については、背景にコロナ禍の影響による登校意欲の低下などがあり、学校に行けない要因としては、無気力、不安、生活リズムの乱れ、学力不振など本人に係るものと、親子の関わり方、家庭の不和など家庭に係るものなどがあります。対策については、ふれあい教室及び校内ふれあい教室での学習支援や民間フリースクールの利用助成による一人ひとりの状況に応じた居場所や学びの場の提供、スクールソーシャルワーカーや地域のサポーターが児童生徒や保護者からの相談を受け関係機関への橋渡しを行うなどの支援を行っています。詳しくは、令和5年10月に開催された第11回教育委員会会議において議論された「令和4年度不登校児童生徒の現状について」の議事録が市ウェブサイトに掲載されていますので、御確認ください。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
23・24	<p>⑨不登校の現状</p> <p>⑩児童虐待対応件数の推移</p> <p>ともに増加している点は、非常に問題だと考えます。理由の把握、親や教育機関との連携方法・内容、対策方法（46・47ページに一部記載がありますが）などは現状どのようにされているのでしょうか。全国的、県内でも増加しているのか、宇部市において増加しているのか、そのあたりも分かれば教えてください。</p>	<p>不登校及び児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、全国的に増加傾向にあります。</p> <p>不登校増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育機会確保法」の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識の変化や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などがあり、学校に行けない要因としては、無気力、不安、生活リズムの乱れ、学力不振など本人に係るものと、親子の関わり方、家庭の不和など家庭に係るものなどがあります。対策については、ふれあい教室及び校内ふれあい教室での学習支援や民間フリースクールの利用助成による一人ひとりの状況に応じた居場所や学びの場を提供し、スクールソーシャルワーカーや地域のサポーターが児童生徒や保護者からの相談を受け市の福祉担当部署や医療機関等と連携した支援を行っています。詳しくは、令和5年10月に開催された第11回教育委員会会議において議論された「令和4年度不登校児童生徒の現状について」の議事録が市ウェブサイトに掲載されていますので、御確認ください。</p> <p>児童虐待対応件数は、全国的、県内でも増加しています。本市における令和5年度の件数が大幅に増加した要因は、令和5年3月1日付けの山口県からの通知により、面前DVを心理的虐待として対応するとされたため、心理的虐待の件数が大幅に増加したものと考えます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
23・24	<p>⑨不登校の現状</p> <p>⑩児童虐待対応件数の推移</p> <p>令和5年度に大幅に増加している理由があれば教えてください。</p>	<p>平成25年以降減少傾向であった不登校は、令和元年度から増加に転じており、令和5年度もその流れの中にあります。</p> <p>不登校増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「教育機会確保法」の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識の変化や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などがあり、学校に行けない要因としては、無気力、不安、生活リズムの乱れ、学力不振など本人に係るものと、親子の関わり方、家庭の不和など家庭に係るものなどがあります。詳しくは、令和5年10月に開催された第11回教育委員会会議において議論された「令和4年度不登校児童生徒の現状について」の議事録が市ウェブサイトに掲載されていますので、御確認ください。</p> <p>児童虐待対応件数の令和5年度の大幅な増加は、令和5年3月1日付けの山口県からの通知により、面前DVを心理的虐待として対応するとされたため、心理的虐待の件数が大幅に増加したものと考えます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
27	<p>③青年期の支援</p> <p>昨今、青年期の若者の悩みが増えている、悩んでいる人が増えている印象があります。就職しても離職を繰り返したり、精神的な病になってしまったり、また恋人やパートナーがいない割合も増え身近に相談できる人がいない人も多いように思います。</p> <p>自己肯定感を高めながら、宇部市に住んでいて幸せだと思ってもらえるような支援を期待しています。</p>	<p>本市の具体的な取組として、青年期の若者の悩みについては、「こども・若者なんでも相談」として、こどもコーディネーター（相談員）が若者ふりスペースに在席し相談に応じています。また、こころの相談については、保健センターが窓口となっています。さらに、多様な交流機会により独身男女の出会いの場を創出する結婚定住応援恋活・婚活イベントを開催しています。</p> <p>なお、国や県の取組になりますが、仕事に関する相談先として、労働条件等の困りごとについては、宇部総合労働相談コーナー（宇部労働基準監督署内）や労働ほっとサロン（山口県労働政策課）など、就職支援については、就職支援キャリアカウンセリング（山口県宇部県民局）、山口新卒応援ハローワーク（厚生労働省山口労働局）など、若者の就労や働くための活動に対する疑問・不安・課題の相談については、厚生労働省が委託するうべ若者サポートステーションなどがあります。また、こころの健康、悩みなどの相談窓口として、山口県精神保健福祉センターや山口県宇部健康福祉センター、いのちの情報ダイヤル”絆”、山口いのちの電話など、様々なところで相談に応じています。さらに、山口県は「やまぐち結婚応援センター」を設置し、結婚を希望する若い男女に、少しでも多くの出会いの場を提供するための支援を行っています。</p>
28	<p>重点施策2 こども・若者が未来に夢を持ち健やかに成長できる「まち」</p> <p>【主な事業・取組】</p> <p>各事業は市中心部施策に偏りがち。中央部の人口及び年齢構成から鑑みれば、東部や西部などの人口増加地区への配慮不足と感じます。</p>	<p>全市的なイベントごとは地理的な要因もあり、中央部で行われている場合が多いと思われます。また、こどもの学習支援事業や子育て支援センター等のように開催する場所が必要な事業は、中央部で開始したものを年数をかけ徐々に設置箇所を広げていくという場合もあります。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
29	<p>重点施策3 安心して子育てできる環境が整った「まち」</p> <p>【主な事業・取組】</p> <p>各事業ありますが、地域においては家庭ごとの問題ではないと思います。核家族化により子育てについて気軽に話せる相談相手がないのが要因ではないでしょうか。</p> <p>そうした同じ環境で話し合える一つの組織が「子ども会」です。各地区同じと思いますが、自治会ごとにあつた子ども会が崩壊状態です。それに伴い地区での子ども会連合会の組織の脆弱化、市の連合会も活動が見えません。</p>	<p>出産や子育てなど身の回りの環境の変化によって、例えば新たにママ友を作るなど人間関係等を作り直す必要がありますが、それがうまくいかないと孤独や孤立といった事態につながります。そうした点から、公園や子育て支援センター等の交流の場の設置や、子ども会などのコミュニティ活動の推進などを実施しています。</p> <p>また、核家族化の進行により、子育て支援も充実する必要があります。そのため、学童保育クラブや病児・病後児保育、一時預かり事業等に取り組んでいます。</p> <p>以上のような取組について、本計画に盛り込んでいると考えています。</p> <p>なお、子ども会の活動については、学校での学力、家庭での基本的な生活習慣に加え、地域において社会性を身につける役割を担う、こどもの育成のサードプレイスとして重要であると考えていますが、児童の加入状況は持続することが難しい状態まで減少しています。その要因については、塾や習い事などでこどもの生活にゆとりがなくなっていることや、共働き世帯の増加などで活動を支える保護者が多忙であることなど、社会の変化が考えられます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
29	<p>重点施策3 安心して子育てできる環境が整った「まち」</p> <p>「企業に対して子育て家庭への理解を促し、働きやすい環境やワーク・ライフ・バランスの実現を図り」について、自身も経験したことですが、まだまだ企業の理解が足りません。企業は福利厚生などを充実させ、理解している姿勢を持っているつもりでも、いざ子どもが熱を出して休んだ場合、仕事が滞り、代わりに同僚が対応してくれたとしても申し訳なさを感じてしまう現状があります。</p> <p>「子ども」とその家族を企業としても受け入れ、『一緒に見守る・子育てする』くらいの姿勢が必要と感じます。企業への具体的な仕組みづくりのアドバイスや指導内容を教えてください。</p>	<p>74・75ページに掲載している「雇用環境の整備についての啓発」や「『イクボス宣言企業』の普及及び『女性応援イクメン奨励助成金』の交付による男性の育休取得促進」、「女性活躍推進企業の認証拡大」等が該当する取組となってきます。詳しくは、市ウェブサイト「女性活躍に関する『事業者向け支援制度』活用者募集」（ウェブ番号1012414）に掲載していますので、御確認ください。</p> <p>また、国・県の取組として、県では働き方改革に取り組む県内事業者等の身近な助言者である「働き方改革アドバイザー」を独自に養成し、国では女性の活躍推進に関する「えるぼし認定」や子育て支援に関する「くるみん認定」の制度等により、働きやすい環境づくりを目指した取組があります。</p>
31	<p>数値目標</p> <p>各項目の目標値は、どのような基準で定められたのでしょうか。</p>	<p>宇部市子ども計画策定に当たり、今年度実施したアンケート調査の結果である現状値から、5年間でどのくらい上昇させるかについては、国や県、他市の動向も踏まえ、さらに、本市は子育て支援の充実に力を注いでいることから、より高い目標となるよう数値を設定しています。</p>
34～ 77	<p>第2部第1章を①と②と③に分けて各事業名をあげていますが、「②こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現」のみ年齢区分になっています。あえて区分された理由を教えてください。区分することで分かりやすい事業もありますが、かえって対象から外されていると感じる事業もあるように思います。</p>	<p>市町村子ども計画は、国の「こども大綱」や県の子ども計画を勘案して策定することとされているため、「こども大綱」を踏まえた施策体系にしています。なお、大綱では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示していることから、①ライフステージを通じた重要事項、②ライフステージ別の重要事項、③子育て当事者への支援に関する重要事項としています。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
38	<p>事業名「伝統文化推進事業」 箏の演奏体験とありますが、箏は全ての中学校に備わっているのでしょうか。</p>	<p>本市では、ほとんどの中学校が箏を保有しています。事業の実施に当たっては、箏を保有している学校も保有していない学校も、必要に応じていくつかの箏を借用しています。</p>
38	<p>事業名「青少年団体の活動への支援」 「子ども会、海洋少年団など」とありますが、子ども会の実情把握はできているのでしょうか。 壊滅的な組織にどのようにして支援ができるのでしょうか。</p>	<p>宇部市子ども会育成連絡協議会（市子連）を青少年福祉の増進や健全育成に寄与する「社会教育関係団体」と位置付け、教育委員会の社会教育課が、子ども会の育成や活動促進に関する事業などの活動に対して助成金を交付しており、活動状況等について適宜、確認を行っています。</p> <p>現在、子ども会として、組織体制の改正や行事の運営方法の見直しなどに積極的に取り組まれているところですが、市としても、同協議会とは行事運営や加入率向上に向けた相談等を受けるなど協議を行っており、子ども会の自主性を尊重しながら、加入促進を図るための活動の周知方法やイベントの開催、育成者の養成など、活動の継続・活性化に向けた取組について、必要な支援に取り組んでいるところです。</p>
43	<p>「障害児の早期発見」について 当園では、県から「こどもの発達支援体制整備事業」を受託しており、「地域における障害児支援の質の向上」（地域のインクルージョンの推進）として、要請に応じて地域の幼稚園、保育園の職員に対する施設支援として訪問しています。課題としては、要請がある幼稚園、保育園は決まった園が多いことです。 地域のインクルージョンを推進するに当たって、当園との連携や、施設支援についてさらに周知を行い、集団の中で気になるこどもや園に対して、適切な関わりや支援を行っていく必要があります。行政からも、当園が行っている施設訪問支援を周知していただけるような働きかけがあれば良いと思います。</p>	<p>乳幼児期には定期的に健康診査を実施し、保護者への啓発や支援を行うようにしています。また、医療機関等と連携し、療育が必要な方へは、保健師等が積極的に支援を行うよう努めています。健診の未受診者や、療育を受けていただくことに消極的な保護者に対しても、丁寧に対応し、必要な支援を行えるよう、学校や園等の関係機関と連携し取り組んでいますので、引き続き「こどもの発達支援体制整備事業」も含めて支援方法の一つとして提案していきます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
46	<p>事業名「ヤングケアラーへの支援」</p> <p>実態調査はどのような方法を検討されているのか教えてください。アンケートでは見えない実態は、その場にいる若者へのアプローチが必要であると考えます。アルバイト先、小中高大学、専門学校等、大人側から子どもたちの居る場所に出向く支援が必要だと思います。</p>	<p>実態調査の方法は、県とも連携して検討しているところです。</p> <p>また、アウトリーチに関して、その必要性は感じていますので、取り組んでいきたいと考えており、その手法について検討していきます。</p>
46	<p>事業名「若者の居場所事業」</p> <p>居場所の対象者が中高生になっていますが、「子ども」の対象者を考えていくともう少し対象を広げていく必要があると思います。特に、家庭に居場所がない高校を卒業した若者の居場所も視野に入れていく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>悩み事があるなど、困難な状況に置かれた、子ども・若者に対する支援は、特に年齢制限を設けていません。令和6年度中に、そのような、子ども・若者が集える場所の整備を行う予定にしています。</p>
47	<p>事業名「地域連携見守り活動」</p> <p>「支援を必要とする家庭を早期に発見し」これが一番の課題。</p> <p>本当に支援を受けている家庭はごく一部と思います。支援必要予備軍をどのように発見するかは、地域関係機関の連携不足。後押しは市でなければできません。</p>	<p>児童虐待については早期発見、早期対応が必要です。そのため、民生児童委員、主任児童委員等の地域の支援者も含め、児童虐待対応や連携が取りやすい体制づくりのために、年5回研修会を開催し、児童虐待対応事例を交え、各関係機関で情報交換しています。令和5年度の研修会参加者は245名と年々参加者が増えており、地域関係機関を含む、関係機関との連携を強化しています。</p>
48	<p>事業名「若者の居場所事業」</p> <p>「若者ふりスペース」の設置について、気軽に相談できるようにするには、気軽に行けるロケーションが必要だと思います。（市中心部に偏っている）</p>	<p>「子ども・若者なんでも相談」として、子どもコーディネーター（相談員）が若者ふりスペースに在席し相談に応じています。相談については、電話での対応も行っています。</p>
48	<p>事業名「子ども・若者相談支援拠点事業」</p> <p>中学校卒業後や高校中退後の進路未決定者などの自立に向けた支援とありますが、この支援は主に就労支援となるのでしょうか。</p>	<p>就労を希望する方に対しては就労支援、また、学び直しを希望する方に対しては学習支援を行うなど、個別のニーズに沿った形での支援を考えています。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
51	<p>(1) 妊産婦とこどもの健康の確保及び増進</p> <p>一部の小児科では、混雑により受診が1日がかかりになる状況もあると耳にします。体調の悪い子を連れて受診するのも一苦労なのに、待つ時間が長いと心配になります。市内全小児科の混雑状況が確認できるサイトなどがあれば役立ちそうです。(システム構築や小児科との連携などハードルは高いかと思いますが…)</p>	<p>参考意見とさせていただきます。</p>
59	<p>(1) 学習環境の向上</p> <p>公立学校の学内環境(トイレ・床・ドアの改修など)改善が急務と考えます。</p>	<p>多くの学校施設において老朽化が進んでいることから、中長期的な維持・管理等に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、「宇部市学校施設長寿命化計画」を策定し、計画的に改修に取り組んでいます。あわせて、定期的に点検を行い不良箇所を補修するなど、こどもたちが安心して学べる環境づくりに取り組んでいるところです。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
62	<p>事業名「地域における食育の推進」</p> <p>朝ごはんは毎朝菓子パンだけ、といった家庭もみられます。共働きで料理をする時間がないなどの理由があるかと思いますが、親が特に悪いと思っていない場合もあるようです。親への食育教育（53ページに離乳食については記載がありますが）も必須と考えます。</p>	<p>食育について、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定される市町村食育推進計画を包含して策定した第4次宇部市健康づくり計画（元気プランうべ）の中で位置付け、ライフステージに応じた食育の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>特に幼児期、少年期のこどもとその保護者に対する食育は重要となり、妊娠期や食事を開始する離乳食期から、個別や集団教室において食事の大切さを伝えています。朝ごはんの欠食や偏った食事に関しては、生活環境が変わる妊娠期、子育て期にしっかりと食習慣を身につける必要があるため、引き続き幼稚園・保育園、小中学校等と連携し食育を推進していきます。</p> <p>なお、現在、健康経営の観点からも、働く世代（親世代）の健康づくりを強化しています。令和7年度は、女性の健康づくりに重点的に取り組む中で、家族への波及効果に期待し、こどもへの食育につなげたいと考えています。</p>
64	<p>事業名「若者の居場所事業」</p> <p>若者ふりースペースが多くできるようにしてもらいたいです。特に中学生は、地域の学校に在籍しているので、自分の住んでいる地域にふりースペースがあると利用しやすいのではないかと思います。</p>	<p>現在、若者ふりースペースは1か所のため、利用できる中高生は限られていますので、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
64	<p>事業名「学童保育事業の拡充」</p> <p>施設整備とありますが、現状把握と改善の早期対応を望みます。古い空き教室の利用は不備も多く、エアコンの利きが悪く寒いです。支援員の休憩スペースや私物保管場所、資料の保管スペースもありません。廊下での資材保管は危機管理がなされていません。</p>	<p>毎年、実施団体へのアンケート及び市職員による巡回訪問により現状把握に努めています。</p> <p>また、安心安全な保育の提供に支障をきたすおそれがあるものや緊急を要するものについては、随時連絡をいただき対応をしているほか、それ以外のものについては、実施団体へ修繕希望箇所などの意見聴取を行い、内容を確認した上で修繕や改修工事など、適正に対応しています。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
64	<p>事業名「学童保育クラブ学習プログラムの拡充」</p> <p>人材の発掘はどうするのでしょうか。各学童保育クラブ任せなの でしょうか。</p>	<p>学習プログラムのメニューは、市から学童保育クラブへ提供して います。</p> <p>そのため、人材の発掘については、スポーツや文化活動などの団 体へメニューの提供を依頼しているほか、市ウェブサイトにおい て、随時、講師募集を行っており、学習プログラムの拡充に努めて います。</p>
65	<p>事業名「放課後子ども教室の推進」</p> <p>大賛成ですが、開催場所・期間・推進員など問題山積みです。具 体策を早急をお願いしたいです。</p>	<p>放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活 用し、地域の方々の参画を得て、こどもたちが勉強やスポーツ、地 域住民との交流活動等に取り組むことを目的としています。</p> <p>また、各地区の特色を活かした教室づくりを進めていただくた め、委託事業として各地区の地域団体に受託、実施いただいてお り、具体的な活動プログラムの企画立案をはじめ、受託されている 団体の皆様が、それぞれの地域の実情に応じて、特色ある教室を運 営されています。</p> <p>地域の方々と様々な交流や体験活動ができるこの放課後子ども教 室は、こどもたちの健やかな成長を育む上でも大変有意義な事業と なっていますので、地域の皆様には、可能な限り、教室を継続して いただきたいと考えており、教室のより良い運営に向けて、他地区 との情報共有・連携強化等を目的とした連絡会議を定期的に開催し ています。</p> <p>また、個別でのご相談にも応じていますので、何かお困りのこと がありましたら、担当課（社会教育課）までお尋ねください。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
69	<p>(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>おおむね2歳頃までのオムツ・粉ミルク・おしりふきの経済的負担が大きいです。出産後一度1万円程度(?)で支給があったかと思いますが、到底足りません。周りも少しでも安く買えるよう、ポイントを活用したりまとめ買いをしたり工夫していますが、支援が必要かと思います。</p>	<p>子育てのための経済的支援として、児童手当が該当します。令和6年10月からの制度拡充により、所得制限はなく、3歳未満であれば月額15,000円を、3歳から高校生年代までは月額10,000円を支給しています。また、第3子以降(22歳到達後最初の3月31日までの養育しているこどものうち、3番目以降)は高校生年代まで月額30,000円を支給しています。なお、児童手当制度の詳細は、市ウェブサイト(ウェブ番号1003557)に掲載していますので、御確認ください。</p>
70	<p>【方向性】</p> <p>そのとおりですが、地域におけるキーマンの発掘が最大のポイントだと思います。</p>	<p>【現状・課題】でお示したように、地域における子育て支援事業を充実させるには、地域の市民団体や関係機関との連携強化が不可欠です。</p> <p>その取組の中で、キーマンとなる方との接点ができるものと考えています。</p>
71	<p>事業名「ファミリー・サポート・センター事業」</p> <p>母親が病気で長期入院し、子の送迎等が難しい状況となった際、問い合わせたところ早朝(7時頃)はファミサポの利用は難しい旨の回答があったと聞きました。状況を踏まえての回答だったのかもしれませんが、ほかに対応できそうなサービスを紹介するなどの対応が必要だと思います。また、可能な限りサポート会員が了承するのであれば、時間に融通を利かせられないでしょうか。</p>	<p>引き受けてもらえる提供会員とマッチングできれば、預かりは可能です。時間の制約はなく、利用料金は、平日7時~19時は1時間当たり600円、平日のそれ以外の時間と土・日・祝日は1時間当たり700円となっています。</p> <p>また、他のサービスについては、タクシー会社が実施する子育てタクシーの利用が考えられます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
71・104	<p>子育て支援に関すること</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業の内容では、会員相互の援助活動の連絡や調整を行うことになっていますが、うまくマッチングでき利用者が満足しているのか気になります。依頼したくても知らない人には抵抗がある場合や、受けるにもこどもの発達に支援が必要な状況だと受けてあげられないこともあるのではないのでしょうか。そういう方にもサポートしていただける事業が別途あれば良いと思います。</p>	<p>現在、実施している事業としては、保育園やこどもすくすくプラザプレイルームでの一時預かりや、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的にこどもを養育することができなくなった場合に、こどもが実施施設等を短期間利用できるサービスである宿泊・夜間預かり（子育て短期支援事業）があります。</p> <p>今後もニーズの把握を行い、施策検討をしていきます。</p>
109	<p>(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）</p> <p>対象を児童の保護者に絞っている理由を教えてください。親子関係のもつれは、思春期から青年期にかけても大きな問題となっています。特に子の親となった若者も、子としての親子関係の悩みを抱えていることもありますので、対象の文言をご検討いただけると良いと思います。若者の居場所事業とも関連する事業だと思います。</p>	<p>この事業は、国や都道府県が交付する交付金を活用して、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って地域の実情に応じ実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。</p> <p>事業の目的は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることです。</p> <p>そのため、支援対象が、親子の関係性や児童との関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭であり、児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者となっています。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
114	<p>2（1）庁内における各部署の連携強化</p> <p>今までの審議会においても委員から意見があがっていたと思いますが、ここの書きぶりですと「ワンストップ」となる窓口が見えてこず、従来どおり担当ごとという印象を受けます。</p>	<p>ここでの連携とは、直接、相談窓口における関係機関との連携のことを記載しているのではなく、こども施策に係る事業の取組に当たっては、関係部署としっかり連携し、事業化することや事業を推進していくことを記した箇所となります。</p> <p>例えば、「第2部 各論」に掲載した各取組の事業で、複数課が掲載されている事業がありますが、それらが該当する事業と言えます。</p> <p>確かに、相談業務もその一つになりますので、最初に市民からの相談を受けた窓口が、然るべき権限を有する部署等にしっかりつないでいき、問題が解決できるように、日頃から情報共有等の連携を行います。</p> <p>なお、こどもに関する相談窓口として、妊娠期、子育て世帯、こども（満18歳未満）に対し、様々なニーズに対応するための相談支援をワンストップで行う「うべこども家庭センターUbeハピ」と、中高生以上のこどもからの悩みは、こどもコーディネーターが相談に応じる「こども・若者なんでも相談」があります。</p>
148～ 154	<p>自由意見の内容が有意義でした。今後も自由意見を含むヒアリングを継続していただきたいです。</p>	<p>こども基本法の基本理念でもありますように、こども・若者の社会参画と意見反映を進めていくことが重要ですので、今後も続けていきます。</p>

頁	質問・意見等	事務局回答
概略版	<p>5 重点施策1 【主な事業・取組】 ・子どもの人権の尊重や養護についての教育・啓発の充実</p> <p>6 施策体系 1 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>7 計画の推進 (2) 声をあげづらい子ども・若者も含め多様な声を施策に反映させる工夫</p> <p>上記について（乳幼児について） 特に子育ての第一の責任者である保護者への啓発を同時に充実していただきたいです。こども計画は素晴らしい内容だと思いますが、こども（幼児・未満児）は声をあげることができません。例えば、障害があっても療育を受けさせてあげない、発達に問題があっても話し合いに応じていただけないなど、開園から閉園まで園に預けたままで、小学校に入ってからでは遅いことは明確なケースもあり、この先どうするのだろうかと心配をしています。保健師が間に入るのも、決めるのは親なのでアプローチは続けていますが、療育施設を併設していない保育所等では限界があります。大人であればリハビリが必要なら当然病院へ行きますが、小さなこどもは保護者にかかっています。</p> <p>自分のこどもにとって、最善な環境を無償で受けさせない理由が何か分かりません。重度（1級）のお子さんになればかなりの助成金も支給されているはずですが、そこまでは聞くこともできないのでどうされているのかも不明のままです。</p>	<p>生後2週間新生児相談、乳幼児健康診査（1・3・7か月）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査など、乳幼児期には定期的に健康診査を実施し、保護者への啓発や支援を行うようにしています。また、医療機関等と連携し、療育が必要な方へは、保健師等が積極的に支援を行うよう努めています。健診の未受診者や、療育を受けていただくことに消極的な保護者に対しても、丁寧に対応し、必要な支援を行えるよう、学校や園等の関係機関と連携し取り組んでいます。</p>